

養育費は子どもの権利です!!

# 養育費の受け取りをお手伝いします!

< 養育費保証促進補助金について >



① 養育費の取り決め

(公正証書・調停調書など)

ひとり親家庭(市民)

別居親(養育費支払者)

③ 申込み  
(要事前相談)

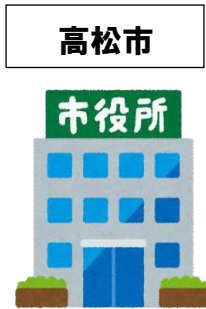


④ 補助金支払  
(養育費保証促進補助金)

② 保証契約  
(保証料の支払い)

⑥ 回収

高松市



保証会社



⑤ 保証会社から  
養育費不払分の立替

養育費について、保証会社と**原則1年以上の養育費保証契約**を結ぶ際に支払う初回保証料を予算の範囲内で補助します。(上限5万円・対象子一人につき1回)

※養育費保証契約とは、養育費の支払者からの支払いがない場合に保証会社が立て替えるものです。

※高松市は、保証会社の斡旋は行っておりません。

※申請時に必要な書類は、高松市こども家庭課までお問い合わせください。

養育費の取り決めをしても相手の転居や転職により、支払いが滞ってしまうことも少なくありません。そのような場合に備えて公的な書類の作成をお勧めします。

詳細は HP をご覧ください。



## 母子父子自立支援員の相談

ひとり親家庭の方や離婚前の方に対して、専門的知識を有する母子父子自立支援員が日常生活全般での悩みや各種ひとり親支援制度に関する相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援を行っています。相談は電話及び来庁にて受け付けています。

《ところ》高松市役所 6階 こども家庭課 家庭支援係 087-839-2353

《時間》 平日(月曜日から金曜日) 8時半～17時

平日は仕事等の都合で相談に来られない場合は、毎月第2日曜日、瓦町フラッグ8階で出張相談を行っています。なお、相談には事前予約が必要です。

# 養育費確保支援事業について

～契約・作成前に必ずご相談ください～

## 弁護士による無料法律相談(要予約)

離婚等に伴う、子どものための養育費等の相談に弁護士が無料で応じます。  
相談をご希望の方は、事前予約が必要です。  
詳しくは、高松市こども家庭課家庭支援係まで、お問い合わせください。

## 公正証書・調停調書作成費用の補助(債務名義取得促進事業補助金) 上限3万円

<補助対象になるもの(例)>

★公正証書…作成手数料・書類取得費用(印鑑登録証明書等)

★調停調書又は確定判決…調停申立て又は審判に必要な書類取得費用(収入印紙代・郵便切手代等)

★共通…戸籍謄本等、作成された書類の正本・謄本の発行費用

<対象者>高松市内に居住し申請日において、ひとり親等であって、次の①～④の要件を全て満たす方

①養育費の取り決めに係る債務名義(公正証書・調停調書など)を有していること。

②養育費の取り決めに係る経費を負担していること。

③養育費の対象となる子を現に扶養していること。

④同一の子を対象として、他自治体を含め公正証書等作成に係る補助金を交付されていない若しくは交付される予定がないこと。

⑤市税の滞納がないこと。

<必要書類>

①補助対象となる経費の領収書等

②公正証書(強制執行認諾約款付き)、調停調書又は確定判決(作成日から6か月以内)

③その他必要なもの

※①～③の書類は原本を持参ください。

申請は、債務名義を取得した日から6か月以内にお願います。

## 養育費保証契約の補助(養育費保証契約促進事業補助金) 上限5万円

保証会社と養育費保証契約を締結した場合に、初回保証料の負担分を補助します。

申請は保証契約を締結した日の翌日から起算して6か月以内にお願います。(詳細は、裏面をご覧ください)

## 母子父子自立支援員の相談

母子父子自立支援員が相談に応じ、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や支援を行います。  
(詳細は、裏面をご覧ください。)



お問い合わせ先は

こども家庭課 家庭支援係

電話番号 087-839-2353

お気軽にご相談ください!